

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年7月31日付けで行った各保護変更決定処分（以下「本件処分1」及び「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張している。

養育費の収入認定を取り消し、生活保護支給額に加算してほしい

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和3年9月9日	諮問
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計

の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）

実施要領第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

- (5) 養育費の収入認定について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問7-33によれば、被保護者の離婚に伴う、養育費の取扱いは、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定するとされている。

- (6) なお、実施要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として作成されたものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、令和2年7月2日に、請求人から提出のあった収入・無収入申告書により申告のあった本件養育費について、運用事例集問7-33に基づき、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定することとしたことから、令和2年7月31日付けで、同年5月1日及び同年6月1日のそれぞれを変更日として同年5月分及び6月分の収入認定額を変更（5月分は0円から60,000円への変更。6月分は0円から50,000円への変更）したことが認められる。

したがって、本件各処分は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は上記第3のとおり、養育費の収入認定を取り消すべき旨主張している。

しかし、養育費については仕送り、贈与等の収入として全額収入認定の対象となることは上記1・(5)のとおりであって請求人の主張をもって本件各処分の取消し理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成